

2. 調理機能を有する 自動販売機により食品を調理し、 調理された食品を販売する営業

- ・対象となる営業は以下の2種類です。
 - (1) 部品等が直接食品に接触する機種であって、自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有していない機種による営業
 - (2) 部品等が直接食品に接触する機種であって、自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有しているが、屋外に設置されている機種による営業
- ・高度な機能を有し、屋内に設置されたものは届出の対象になります。
- ・「屋内」とは、「屋根、柱及び壁を有する建築物内」となります。
- ・「高度な機能」の条件を満たす自動販売機の機種のリストについては令和2年7月22日に厚労省から通知（薬生食監発0722第4号）が出ました。

